

クラブスリーワン 会則

令和7年 1月 改訂

発行人・会長

埼玉県川口市金山町 13-30-803

中澤 岳

handy phone 090-3533-4086

e-mail takeshi-nakazawa@m9.dion.ne.jp

会 則

1 名称

本会は「クラブスリーワン」と称する

2 本部

本会は、埼玉県川口市金山町13-30-803に本部を置く

3 目的

本会は、へら鮎釣りを通して会員相互の親睦を図り、且つへら鮎釣りの研究を目的とする

4 基本姿勢

会員は、釣技はもちろん、言動に於いても、他の釣り人の模範となる行動をとる

5 例会・費用等に関する規定

(1) 例会日は毎月第2日曜日とし、12ヶ月12回の競技とする
ただし、8月、12月の例会日は第1日曜日とする

(2) 年会費は6,000円とする

(3) 月例会費は4,000円とする(状況に合わせて変更する事が有る)

(4) 会費の免除・減額

女性会員は年会費を免除し、月例会費を2,500円とする
但し、賞金及び賞品は一般会員に準ずる

(5) 便乗等について

1、便乗者は参加費3,500円とする

2、便乗者の規定は会員規定に準ずる

便乗同行会員は、責任を持って会費の集金、規定の説明、検量に立ち合う事

- 3、便乗でなく入場のみの希望者も基本受け付けるが、状況に応じ断ることもある。それらの入場料は釣り場の入場料とする。
ただし、入場希望者を受けた会員が責任を持って集金し会計に納める事

(6) 準欠規定

ここ 10 年利用者無しの為、令和 4 年 12 月をもって廃止とする

(7) 入会について

1、18 歳以上とする。

18 歳未満者でも保護者あるいは保護者に準ずる者が
会員にいる場合はその限りではない

2、現地参加できる者

(8) 退会について

1、本人による希望を会長に申し出た者

2、年会費を納めず、1 年間例会全てを欠席した者

ただし、欠席理由を申し出たる者に付いては、その限りではない

(9) 除名に付いて

1、会の規則・釣り場規定を再三破った者

2、会の和合・釣り場の和合を再三乱した者

以上の者は会長が除名する

(10) 総会は 1 月の例会日に例会終了後に行う（例外有り）

(11) 月例会場所

1 月	椎の木湖
2 月	清遊湖
3 月	野田幸手園
4 月	筑波流源湖
5 月	さくら湖

6月	清遊湖
7月	筑波湖
8月	椎の木湖
9月	野田幸手園
10月	筑波流源湖
11月	友部湯崎湖
12月	三和新池

6 競技規定

- (1) 競技は、釣り上げたへら鮎の総重量とする
- (2) 釣り規定は、その釣り場の規定に準ずる
- (3) 1 フラシに入れる魚は、釣り場規定に準ずる
但し、釣り場規定が無い場合は12kgとする
- (4) フラシの重量はその釣り場のフラシの重さにより、1kgあるいは1.5kgとし、1つ目のフラシは差し引かず2個目から差し引く
- (5) 検量カード記入は全てフラシ込みの重量を書き、その総重量からフラシの重量を引く
∴総重量－{(使用フラシの総数－1)×フラシの重量}
- (6) 釣果0の時は参加重量1kgとする
自動検量器に於いて釣果0が出た場合は
例会の釣果(釣果表)は0とし、年間成績表の釣果は参加者全員
1kgをプラスした重量とする
- (7) 口の中に掛かったへら鮎以外は検量の対象外とする
検量対象外の魚は速やかに(次のエサを打つ前に)放流する事
また、口の中に掛かった正常なへら鮎はハリを外したら直ぐに
フラシに入れる事(次のエサを打ってから入れる事はしない)

(8) 規定に反する行為をした者の処分

不正行為を二人以上の目撃証言者がいる場合、その日の例会は、失格処分とする

二回目は除名処分とする

例会以外の各大会でも同じ扱いとする

(9) 検量は原則、各自でハカリを持ち上げ、目方を確認してもらう

ハカリは必ず上の輪の部分（ホルダー）を持つ

ハカリ本体を持って持ち上げてはいけない（斜めにしてハリが動かなくなるようにすることを避けるため）

(10) 競技時間は入場と同時に始まり、午後 3 時に終了する

（例外もある）

(11) 入場順番が一番或いは必要な時は、入場順を抽選とする

（例外もある）

(12) 途中検量がある場合、魚が入っているフラシは全て量る

（1 枚でも）

7 役員・幹事規定

(1) 役員は会長が任命する

(2) 任期は会長一任とする

(3) 役員は、総会で発表する

8 慶弔規定

廃止とする（令和 1 年 1 2 月）

9 賞

(1) 年間賞

年間優勝・・・・・・ 3 万円

（3 年間連続優勝の場合は 1 万円プラス）

(2) 月例会賞

優勝・・・・・・ 3, 0 0 0 円

(3) 皆勤賞

参加延べ人数×100円÷皆勤者数

(4) 会長賞 各大会優勝者に金一封(一万円)

シマノジャパンカップ、マルキューM-1カップ、
チョウチン王座決定戦、G杯、ダイワマスターズ、
金勝杯

(5) 役員永年功労賞

取り止め(会員全員が役員と同じなので)

10 特則

(1) 検量集計は持ち回りとし、朝礼時に幹事長が指名する

集計係になった者は検量が終わった検量カードを集め、重量
を計算し、順位をつけ、幹事長或いは副会長に手渡す

(2) 使用したフラシ(自動検量機の釣り場の場合は玉網)は必ず
各自で所定の位置に片付ける

また、自分が使った物でなくても入釣席の周辺に放置されてい
るフラシは積極的に片付ける

(3) 所定の釣り座のみを使用する(枕木の有る所)

(4) 検量器のある釣り場は、検量器のある釣り座のみ使用する
故障している検量器の席は入釣出来ない

(5) 釣り座からの斜め打ちは禁止する

(6) 栈橋歩行中は置き竿に注意し、歩きながらの飲食・喫煙・よそ
見はしない

(7) タバコ・ゴミのポイ捨てはしない(所定の場所に捨てるか持ち
帰る事)

(8) 痰・ツバは池に吐かない

1 1 その他

(1) 推奨事項

ローカル大会にも積極的に参加し、釣技向上を心掛ける
コロナ禍に於いては、日々感染に注意し、マスク着用を
心掛ける

(2) 会からのお願い

総会等の抽選で当たった賞品（特に高額賞品）は、当たった
会員やその家族が使用する事を希望します
しかし、不要な場合や退会する場合は、会に返却して頂き、
他の会員が使えるようにする事を希望します

(3) 保険について

会員は傷害保険に加入していますが、昨年の規定変更により
竿の損害が出なくなりました

(4) ゴミについて

自分の席の周りは帰る時にゴミを拾いきれいにして帰る
風の日にはゴミが飛ばないように注意する
流れてきたゴミ（エサの袋など）は極力回収、処理する

(5) 例会中止について

大地震或いは激しい雷雨に見舞われた場合、前日に大雪が降っ
た場合など、天災の状況によりその日の例会或いは翌日の例会
を中止する事が有る

以上